# 1 建設工事当初契約時の契約課への提出書類(令和7年12月に変更した箇所は赤字で表記)

以下の書類は契約と同時に契約課へ提出してください。

## (1) 提出書類一覧

# ①土木一式工事等 (建築一式工事以外)

		現場代理人							
	主任技術者等					その他			
提出書類	①現場代理人及び主任技	の写し ②雇用確認のできる書類	者等の兼務届出書	<ul><li>① 兼務申請書</li><li>② 専任配置の免除</li></ul>	置に関する誓約書⑤主任技術者等の専任配	に関する誓約書の営業所技術者等	<ul><li>又は実務経歴書</li><li>の必要な資格者証</li></ul>	書の歌に関する誓約	⑨営業所技術者等一覧表
契約金額 (税込)	主任技	さる書類	[書 主任技術	1 主任技術等 免除に係る	事任配	ずの配置	証 の 写 し	する誓約	· 一覧表
1億円以上	0	$\bigcirc$	×	Δ	Δ	×	0	Δ	$\circ$
1 億円未満 5,000 万円以上	0	0	×	Δ	Δ	Δ	0	Δ	0
5,000 万円未満 4,500 万円以上	0	0	×	Δ	Δ	Δ	0	×	0
4,500 万円未満 500 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	×	0
500 万円未満	0	0	×	Δ	×	Δ	0	×	0

## ②建築一式工事

		現	場代理人						
	主任技術者等						その他		
提出書類 契約金額 (税込)	①現場代理人及び主任技	②雇用確認のできる書類	者等の兼務届出書③現場代理人・主任技術	の兼務申請書の発除に係る	置に関する誓約書⑤主任技術者等の専任配	に関する誓約書の配置	又は実務経歴書の必要な資格者証の写し	書⑧下請金額に関する誓約	⑨営業所技術者等一覧表
2億円以上	0	0	×	Δ	Δ	×	0	Δ	0
2億円未満 9,000万円以上	0	0	×	Δ	Δ	Δ	0	Δ	0
9,000 万円未満 8,000 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	Δ	0
8,000 万円未満 1,500 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	×	0
1,500 万円未満	0	0	×	Δ	×	Δ	0	×	0

## (2) 提出書類について

提出書類名	注意事項等				
①明担任四十五元十八十二年	金額にかかわらず、すべての工事で提出を必要とする。				
①現場代理人及び主任技術者	※現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)をすべての工事で配置するこ				
等指名届 	と。				
②雇用確認のできる書類の写	※詳細は「2. 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について」を参				
L	照。				
	契約金額 500 万円以上 4,500 万円未満(建築一式工事の主任技術者等の場合は				
   ③現場代理人・主任技術者等	1,500 万円以上 9,000 万円未満)の他工事の現場代理人・主任技術者等に配置され				
の兼務届出書	ている者を、新たに契約する契約金額 500 万円以上 4,500 万円未満(建築一式工				
少水労畑山音	事の主任技術者等の場合は 1,500 万円以上 9,000 万円未満)の工事の現場代理人・				
	主任技術者等として配置する場合に提出を必要とする。個人ごとに提出すること。				
	次の(1)、(2) に該当する場合、提出を必要とする。いずれの場合も、担当課の承				
	認を必要とする。				
	(1)契約金額 4,500 万円以上(建築一式工事の場合 9,000 万円以上)の工事に現				
④専任配置の免除に係る現場代	場代理人・主任技術者等として配置されている者を、新たに契約する工事の現場代				
理人・主任技術等の兼務申請書	理人・主任技術者等として配置しようとする場合。				
	(2) 他の工事の現場代理人・主任技術者等に配置されている者を、新たに契約す				
	る契約金額 4,500 万円以上(建築一式工事の場合 9,000 万円以上)の工事の現場				
	代理人・主任技術者等として配置しようとする場合。				
   ⑤主任技術者等の専任配置に	契約金額 4,500 万円(建築一式工事の場合 9,000 万円)以上の工事のときに提出				
関する誓約書	を必要とする。ただし、主任技術者及び(特例)監理技術者で,他の工事との兼務				
スプラミル1目	が認められたものは、提出不要。				
⑥営業所技術者等の配置に関	営業所技術者又は特定営業所技術者、経営業務の管理責任者を主任技術者として				
する誓約書	配置する場合に提出を必要とする。				
⑦必要な資格者証の写し又は	監理技術者証の場合は、資格者証の写し(表裏)				
実務経歴書	ただし、平成28年5月31日以前に交付を受けた者は講習修了証の写しも必要。				
   ⑧下請金額に関する誓約書	契約金額 5,000 万円(建築一式工事の場合 8,000 万円)以上の工事で主任技術者				
日本俄に関する言が音	を配置するときに提出を必要とする。				
	建設業許可の申請・更新時に提出したものの写し(最新のもの)を提出すること。				
<ul><li>⑨営業所技術者等一覧表</li></ul>	建設業許可の有効期間中に営業所の専任技術者を変更し、営業所の専任技術者一				
少日本//1以四石	覧表のみで変更内容を確認できない場合は、変更内容がわかるものも合わせて提				
	出すること。				

様式は契約課ホームページに掲載している最新のものを使用すること。

提出内容に変更があった場合は、打合せ簿とともに現場代理人及び主任技術者等変更届を監督員へ速やかに提出すること。

# 2 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について

#### (1) 雇用期間

区分	雇用期間			
	入札参加希望提出日以前(随意契約の場合は、見積書提出日以			
現場代理人	前) から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のな			
	い雇用に関する一定の権利義務関係があること。			
主任技術者	入札参加希望提出日(随意契約の場合は,見積書提出日)の3			
監理技術者	カ月以上前から継続して、受注者との間に第三者の介入する余			
監理技術者補佐	地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。			

#### (2) 確認書類

※プライバシー保護のため、保険者番号及び被保険者記号・番号等を復元できないように、マスキング処理を行ったものを提出してください。なお、これまで雇用関係の証明書類として認めていた健康保険証については、令和7年12月1日をもって有効期間が終了したことに伴い、証明書類としての取扱いを廃止しました。

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
監理技術者資格者証明証(所属建設業	交付日	記載事項に変更がある場合
者名の記載のあるもの) の写し		は、裏面も添付してくださ
		V <sub>o</sub>
		また、現在の所属建設業者
		名が記載されていない場合
		は、証明書類となりません。
住民税特別徴収税額の決定・変更通知	最新の通知書の発行	役員等で金額が入っていな
書の写し	日	い場合は登記簿謄本の写し
		も必要
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬	最新の通知書の通知	
決定通知書の写し	日	
健康保険組合が発行する健康保険被	最新の証明書の証明	
保険者資格加入証明書の写し	日	
給与台帳等給与の支払い状況の確認	給与台帳等の支払い	
できる書類の写し(受注者の記名押印	状況による	
したもの)		
雇用証明書等(氏名、事業者名称、証	証明日(3か月以内の	
明者、証明日、雇用形態、雇用開始日	もの)	
の記載があり、代表者印が押印された		
もの) の写し		